令和２年度青森県小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修実施要領

１　目的

指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は

指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者となる者が、利用登 録者に関する居宅介護計画を適切に作成する上で必要な知識・技術の修得を目的と する。

２　実施主体

　　青森県

ただし、研修の実施については公益社団法人青森県老人福祉協会に委託する。

３　研修対象者

　　痴呆介護実務者研修・基礎課程又は認知症介護実践者研修若しくは平成１７年度認知症高齢者グループホーム管理者研修の修了者であって、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者（就任予定者を含む。）である介護支援専門員

４　研修募集人員

　　５０名

５　研修日程等

|  |  |
| --- | --- |
| 研　修　日　程 | 研　修　会　場 |
| 講義・演習令和２年11月25日（水）10：00～17：00令和２年11月26日（木）10：00～16：30 | 県民福祉プラザ ４階 大中研修室青森市中央３丁目２０－３０ |

６　研修内容

　　別添「令和２年度青森県小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修カリキュラム」による。

７　受講の申込み等

　　受講の申込みは、市町村長が別添様式を県に提出することにより行う。

　　受講の決定は、県が市町村長に通知する。

　　なお、申込者が定員を超えた場合は、県において選考する。

８　受講申込みに当たっての留意事項

　　申込者多数の場合の選考方針は以下の順で優先するものとする。

 (1)　令和２年度中に指定小規模多機能型居宅介護事業所等を開設又は開設予定の事業所職員

 (2)　令和３年度以降に指定小規模多機能型居宅介護事業所等を開設又は開設予定の事業所職員

 (3)　上記以外の事業所職員

９　研修に要する経費

 (1)　受講料は９，６００円とする。

 (2)　市町村長から受講決定の通知を受けた者に係る受講料の納入は、受講者が別添様式に９，６００円分の青森県証紙を貼付し、研修初日の前日までに簡易書留等により県に送付するものとする。

 (3)　納入された手数料は還付しない。

10　受講申込み期限

　　令和２年１０月１６日（金）必着

令和２年度青森県小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修カリキュラム

別添

１　講義・演習(９時間）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 講義・演習の内容 | 区　分 | 時　間 |
| １　総論・小規模多機能ケアの視点 | 講　義 | 60分 |
|  | ・　小規模多機能ケアに関わる法的制度を理解し、小規模多機能ケアとその視点を理解する。 |
| ２　　ケアマネジメント論 | 講　義 | 60分 |
|  | ・　小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護のサービスのあり方を理解し、適切なプランの作成に資するよう、本人本位の視点を理解し、一人ひとりの在宅生活を支えるための機能とマネジメントを理解する。 |
| ３　地域生活支援 | 講　義 | 60分 |
|  | ・　本人の地域生活を支援するネットワークづくりと、そのあり方を理解する。また、地域・他機関との連携について理解する。 |
| ４　チームケア(記録・カンファレンス・アセスメント・プラン) | 講義・演習 | 60分 |
|  | ・　小規模多機能ケアの基本である一人ひとりのニーズにチームで応えるチームケアについて理解する。 |
| ５ 居宅介護支援計画作成の実際 | 講義・演習 | 300分 |
|  | ・　「ケアマネジメント論」並びに「地域生活支援」等の講義内容を踏まえ、講義及び実際の事例を用いた演習を通じて、小規模多機能居宅介護計画の作成並びに他の居宅サービス利用を含めた居宅介護支援計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成について理解する。 |

※　時間数は目安とする。